



山形県公報

令和6年7月19日(金)
第521号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) …799
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) …同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) …800
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) …801
- 酒田港の臨港地区内の分区の指定……………(空港港湾課) …803
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) …805

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) …同
- 同……………(同) …同
- 同……………(DX推進課) …806
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) …同
- 同……………(同) …807
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) …808

## 告 示

### 山形県告示第530号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|----------|---------------------|
| 川樋沢1            | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 川樋沢5            | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 下荻下沢1           | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

### 山形県告示第531号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                   |                              |                     |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 川樋沢 5             | 別紙図面のとおりに                    | 土石流                 |
| 下荻下沢 1            | 別紙図面のとおりに                    | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第532号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 川樋沢 1       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 川樋沢 5       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 下荻下沢 1      | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 川樋沢 6       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 川樋沢 7       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 川樋沢 8       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 川樋沢 9       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 新田沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 大沢 1        | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小岩沢 1       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小岩沢 2       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小岩沢 3       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小岩沢 4       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小岩沢 6       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |
| 小岩沢 7       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 元中山沢 8 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宮内沢 1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宮内沢 2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宮内沢 3  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新田 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田 4-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田 4-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田 5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川樋 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川樋 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩部 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩部山-4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩沢-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩沢-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 元中山 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 萩-3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第533号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 川樋沢 6         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川樋沢 8         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 川樋沢 9    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新田沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大沢 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小岩沢 1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小岩沢 2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小岩沢 3    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小岩沢 4    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小岩沢 6    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小岩沢 7    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 元中山沢 8   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宮内沢 1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新田 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田 4 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田 4 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田 5     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川樋 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 川樋 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩部 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩部山 - 4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 元中山 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 萩 - 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

山形県告示第534号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、酒田港の臨港地区内の分区を次のとおり指定し、令和2年6月県告示第493号（酒田港の臨港地区内の分区の指定）は、令和6年7月19日限り廃止する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

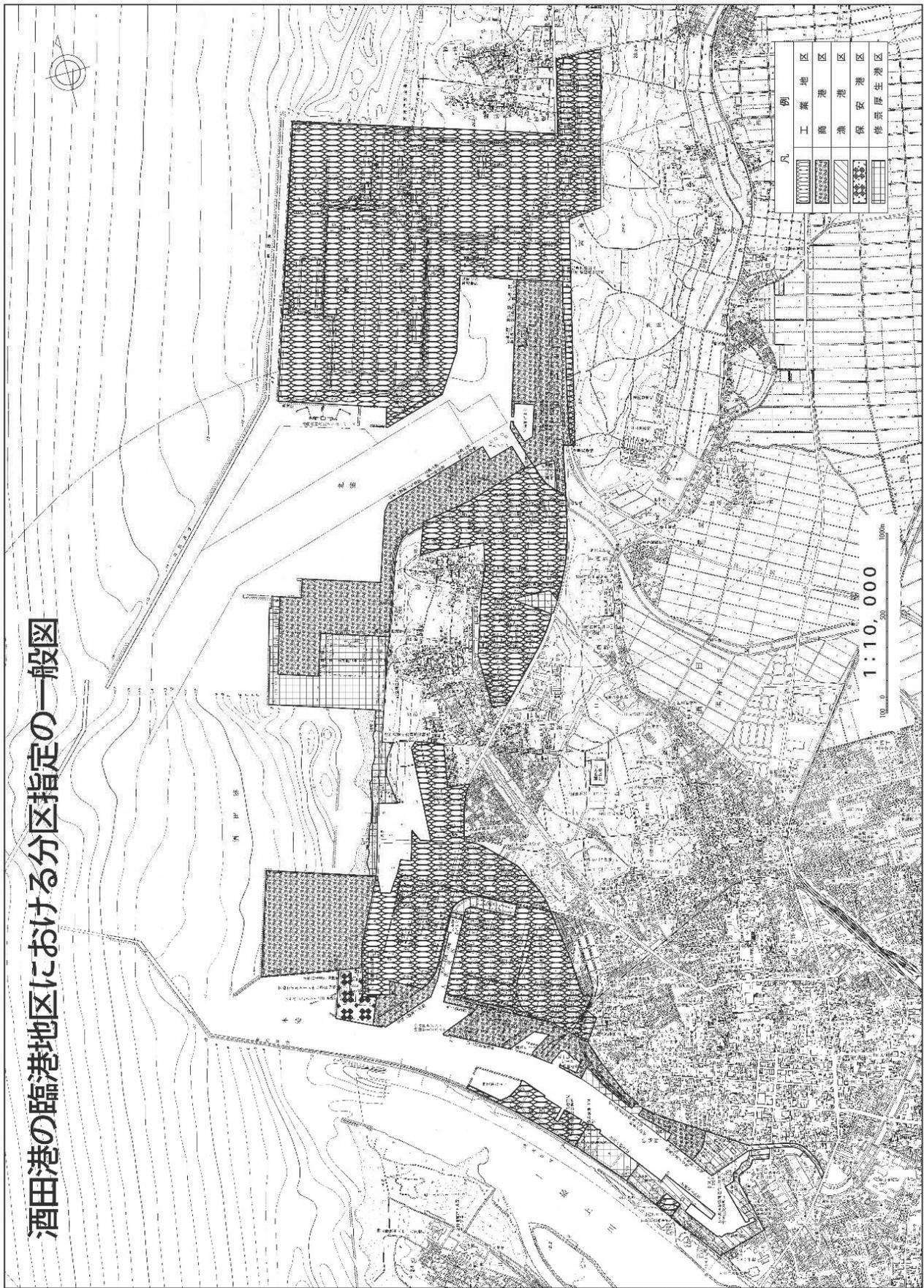
令和6年7月19日

酒田港港湾管理者の長

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 分区の種類  | 面積              | 分区の区域                                                                                                                                      | 指定年月日     |
|--------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 工業港区   | 約449.7<br>ヘクタール | 酒田市宮野浦字家岸、下瀬、大浜一丁目、大浜二丁目、南新町二丁目、光ヶ丘三丁目、光ヶ丘五丁目、浜松町、高砂字高砂、高砂字古湊、北浜町、古湊町、高砂字官林続、宮海字南浜、宮海字明治、宮海字新林、宮海字治八郎畑、宮海字南砂畑、宮海字中砂畑、宮海字向砂畑、宮海字林内、宮野浦字家岸地先 | 令和6年7月20日 |
| 商港区    | 約147.9<br>ヘクタール | 酒田市船場町二丁目、南新町二丁目、大浜一丁目、大浜二丁目、宮海字治八郎畑、宮海字新林、宮海字南浜、宮海字明治、高砂字高砂、高砂字古湊、船場町二丁目地先、高砂字高砂地先、高砂字古湊地先                                                |           |
| 漁港区    | 約16.1<br>ヘクタール  | 酒田市宮野浦字家岸、下瀬、入船町、船場町二丁目、山居町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目                                                                                           |           |
| 保安港区   | 約6.6<br>ヘクタール   | 酒田市大浜二丁目                                                                                                                                   |           |
| 修景厚生港区 | 約49.8<br>ヘクタール  | 酒田市宮野浦字家岸、船場町二丁目、南新町二丁目、大浜二丁目、高砂字高砂、高砂字官林続、宮海字治八郎畑、高砂字古湊、新町字光ヶ丘、船場町二丁目地先、南新町二丁目地先、大浜一丁目地先、高砂字高砂地先、高砂字古湊地先                                  |           |

酒田港の臨港地区における分区分指の一般図



山形県告示第535号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名       | 売りさばき所の所在地       |       | 承認年月日       |
|----------------------------|------------------|-------|-------------|
|                            | 変 更 前            | 変 更 後 |             |
| 株式会社荘内銀行<br>取締役頭取<br>松田 正彦 | 新庄市栄町6番1号        | 同 左   | 令和 6. 6. 28 |
|                            | 最上郡最上町大字向町605番5  | 同 左   |             |
|                            | 最上郡金山町大字金山407番地  | 同 左   |             |
|                            | 鶴岡市本町一丁目9番7号     | 同 左   |             |
|                            | 鶴岡市大山二丁目16番33号   |       |             |
|                            | 酒田市本町一丁目2番52号    | 同 左   |             |
|                            | 飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地 | 同 左   |             |

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システムに係る次期大規模システム統合基盤移行業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 落札者を決定した日 令和6年6月27日
- 落札者の名称及び所在地  
富士通Japan株式会社 宮城・山形公共ビジネス部 山形市本町一丁目4番21号
- 落札金額 291,720,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年5月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム稼働基盤（公安）等導入及び運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 令和6年6月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 82,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年5月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークパソコン運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2152
- 3 落札者を決定した日 令和6年6月7日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社アイエスエフネット  
東京都港区赤坂七丁目1番16号オーク赤坂ビル3階
- 5 落札金額 37,620,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年4月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和6年11月19日まで縦覧に供する。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ天童北店  
天童市乱川四丁目1番1号外
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり  
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり  
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- 3 変更年月日  
縦覧に供する届出書のとおり
- 4 届出年月日

令和6年7月3日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年11月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に  
関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和6年11月19日まで縦覧に供する。

令和6年7月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ天童北店

天童市乱川四丁目1番1号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称               | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------------|-----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 古 山 利 昭 |
| 株 式 会 社 ワ ー ク マ ン | 群馬県伊勢崎市柴町1732番地 | 小 濱 英 之 |

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,444平方メートル

（変更後）2,860平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の収容台数

（変更前）136台

（変更後）127台

ロ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）60平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）124平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）38立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）39.3立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小売業を行う者        | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|----------------|------|-------|
| 株式会社ヤマザワ       | 午前9時 | 翌午前0時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品     |      |       |
| 株式会社フラワーワークス鳴子 |      |       |

（変更後）

| 小売業を行う者    | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| 株式会社ヤマザワ   | 午前9時 | 翌午前0時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品 |      |       |
| 株式会社ワークマン  | 午前7時 | 午後8時  |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から翌午前0時30分まで

（変更後）午前6時30分から翌午前0時30分まで

ハ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時から午後9時まで

（変更後）終日

4 変更年月日

令和7年3月4日

5 届出年月日

令和6年7月3日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年11月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、旧山形県立新庄病院残置物処分等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月19日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市金沢720番地の1 山形県立新庄病院2階会議室
- (2) 日時 令和6年8月29日（木） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 旧山形県立新庄病院残置物処分等業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年11月8日まで
  - (4) 履行場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から産業廃棄物税額を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から見積もった産業廃棄物税額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に見積もった産業廃棄物税を加算した金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等（以下「許可等」という。）を受けていること。ただし、許可等を受けていない者にあつては、その者が落札した場合において許可等を要する役務を履行することとなる者が許可等を受けていること及び適正に当該役務を履行することを証明できること。
- (6) この公告による他の入札参加者に係る入札において、役務の一部を履行する者となっていないこと。
- (7) 一般病床数250床以上の病院において、平成31年4月以降に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市金沢720番地の1 山形県立新庄病院事務部総務課施設管理係  
電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年8月19日（月）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年8月13日（火）午後3時までに山形県立新庄病院事務部総務課施設管理係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Disposal of items left behind and related tasks for the former Yamagata Prefecture Shinjo Hospital: 1 set

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. August 29, 2024

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 720-1 kanezawa, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-8585 Japan TEL 0233 (22) 5525